

(1)生活福祉資金の資金種類別貸付決定状況

資金種類	H18		H19		H20		H21		H22	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉費等	2,104 件	18.6 億円	1,799 件	15.9 億円	1,736 件	14.9 億円	4,115 件	33.4 億円	5,066 件	39.3 億円
緊急小口資金	1,174 件	0.6 億円	1,514 件	1.0 億円	3,127 件	2.4 億円	15,590 件	13.3 億円	21,376 件	18.6 億円
教育支援資金	6,664 件	58.2 億円	6,732 件	54.5 億円	7,906 件	60.3 億円	13,139 件	93.0 億円	14,287 件	99.7 億円
総合支援資金(H21.10～)							26,353 件	178.7 億円	41,344 件	262.2 億円
離職者支援資金(～H21.9)	969 件	13.9 億円	870 件	12.5 億円	1,610 件	23.0 億円	1,960 件	24.1 億円		
不動産担保型生活資金	123 件	21.4 億円	141 件	24.6 億円	119 件	20.1 億円	127 件	21.0 億円	120 件	19.7 億円
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(H19.4～)			135 件	10.1 億円	367 件	24.9 億円	244 件	15.7 億円	238 件	16.8 億円
計	11,034 件	112.6 億円	11,191 件	118.4 億円	14,865 件	145.6 億円	61,528 件	379.2 億円	82,431 件	456.3 億円

※ 各資金資金種類の貸付決定額は端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(2) 生活福祉資金都道府県別貸付決定件数及び金額

NO.	都道府県	平成21年度		平成22年度	
		貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)
1	北海道	1,841	1,436,672	1,964	1,506,340
2	青森県	866	522,505	1,208	743,115
3	岩手県	1,502	1,062,956	3,038	1,354,125
4	宮城県	573	336,309	391	198,040
5	秋田県	630	543,030	840	531,244
6	山形県	885	491,536	949	515,906
7	福島県	1,256	498,837	1,645	634,679
8	茨城県	690	322,788	1,506	602,283
9	栃木県	586	507,643	659	423,858
10	群馬県	624	287,379	1,455	592,454
11	埼玉県	1,888	1,074,247	3,385	1,774,508
12	千葉県	3,110	2,214,578	6,627	3,888,174
13	東京都	7,827	5,391,430	9,145	6,531,898
14	神奈川県	2,367	1,286,636	2,777	1,467,778
15	新潟県	967	515,390	1,257	677,977
16	富山県	560	195,271	588	214,562
17	石川県	1,131	499,363	1,288	657,610
18	福井県	351	186,293	308	133,137
19	山梨県	144	52,266	117	34,257
20	長野県	1,004	375,959	813	273,584
21	岐阜県	859	323,036	987	340,879
22	静岡県	2,569	890,057	3,704	1,441,799
23	愛知県	2,250	1,303,480	2,455	1,128,053
24	三重県	889	475,190	1,159	478,903
25	滋賀県	1,404	913,698	1,236	931,035
26	京都府	1,888	1,009,323	3,711	1,879,126
27	大阪府	6,526	5,597,011	7,511	5,883,617
28	兵庫県	4,312	3,254,148	5,602	3,300,354
29	奈良県	740	527,343	608	284,992
30	和歌山県	180	95,397	165	117,336
31	鳥取県	220	96,602	333	128,937
32	島根県	271	163,327	280	137,374
33	岡山県	259	136,118	250	87,855
34	広島県	1,020	588,611	1,120	519,099
35	山口県	493	170,160	497	157,339
36	徳島県	290	218,387	210	189,943
37	香川県	573	261,735	996	394,591
38	愛媛県	394	160,413	504	244,122
39	高知県	491	275,621	526	338,163
40	福岡県	2,877	1,611,952	4,974	2,477,676
41	佐賀県	73	35,133	55	22,976
42	長崎県	838	554,529	1,067	632,410
43	熊本県	499	198,669	632	330,906
44	大分県	712	253,815	911	221,461
45	宮崎県	554	394,014	837	455,766
46	鹿児島県	332	109,256	553	147,765
47	沖縄県	1,213	498,296	1,588	603,096
合 計		61,528	37,916,409	82,431	45,631,102

6 高校生の授業料等滞納に係る生活福祉資金貸付（教育支援資金）の取扱いについて

社援地発0125第1号
平成24年1月25日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

高等学校に在学する者の授業料等滞納に係る
生活福祉資金貸付（教育支援資金）の取扱い
について

生活福祉資金貸付制度については、平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」等に基づいて行われているところである。

本制度の教育支援資金は、低所得世帯に属する子等に対し、学校教育法に規定する高等学校等に修学するために必要な経費について貸付けを行っているところであるが、高等学校に在学する者が授業料を滞納しているために出席停止処分等を受け、学校を卒業できないおそれがある問題に対し、平成22年2月及び平成23年2月に特例的な取扱いを行ったところである。

経済的理由による修学困難な者への支援については、教育施策により、授業料の減免や昨年度からの公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金制度等の対応が行われているところである。

しかしながら、昨今の厳しい経済情勢を踏まえ、福祉的観点からの対応も必要であることから、下記のとおり、今年度においても特例的に高等学校の授業料等について遡及して貸し付けることを可能とすることとしたので、ご了知の上、各都道府県の社会福祉協議会の準備が整い次第、速やかに実施していただくようお願いしたい。

なお、必要な世帯が利用できるよう、各都道府県教育委員会高等学校主管課及び私立学校主管課と連携して、本制度及び本取扱いについて、管内の社会福祉協議会、教育委員会及び学校等関係者への周知をお願いしたい。

記

1 教育支援資金の取扱いについて

教育支援資金について、高等学校の授業料等をやむを得ない事情により滞納したときまで遡及して、当該滞納額を貸し付けることを可能とする。

2 貸付条件等

- (1) 現に高等学校に在学中であること。
- (2) 授業料等を滞納したことについてやむを得ない理由があること。
- (3) 遡及貸付の対象となる経費は、高等学校に在学する者が学校に支払うことが求められている経費であって、過去に滞納している授業料など、教育支援資金の対象経費であり借受世帯が直接学校に支払うべきものであること。
金額については、書類などで確認を行うこととし、また、借受人が学校に支払った後、領収書を提示させることにより確認をすることとする。
- (4) 貸付金額は、教育支援資金における貸付金額の限度に準ずるものとする。
- (5) この取扱いは、貸付対象を遡及するものである。したがって、貸付手続等の日付それ自体は、当然、当概手続等を行う日のものとされたい。

3 留意事項

本取扱いは、あくまで特例的に遡及して貸付けを行うというものであり、貸付けの対象となる要件を拡大するものではないが、卒業の時期が間近に迫っていることも踏まえ、資金の必要時期に間に合うよう迅速な貸付決定にご配慮いただきたい。